

令和4年 第5回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年5月30日(火)午前10時00分

2 公示日 平成4年5月25日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (10人)

会長	14番	北島	吉治
委員	1番	江南	繁壽
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	6番	木露	正敏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	10番	浜谷	礼子
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (4人)

	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	9番	岩部	利治
	11番	千葉	進

6 議事日程

○議案

- ・議案第1号 農業経営基盤強化促進法18条第1項に基づく農地利用集積計画(売買)について

○報告

- ・報告第1号 令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度計画目標について
- ・報告第2号 現況証明交付の報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	海谷	昌弘		
振興係長	干場	諭	振興係員	星田 洋
農地係員	光野	雅士		

8 会議の概要

事務局長	<p>ただいまから、令和4年第5回小樽市農業委員会を開会いたします。本日は、川畑委員、中橋委員、岩部委員、千葉委員の4名が欠席されております。出席委員は14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は北島会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。議事録署名委員の指名を行います。小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に4番田口委員、5番今堀委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法18条第1項に基づく農地利用集積計画（売買）について」を上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>議案第1号について御説明させていただきます。</p> <p>本件につきまして「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農地利用集積計画（売買）について」の提案理由の御説明させていただきます。</p> <p>本件は、(売主)〇〇さん、(買主)〇〇町に本社を置く「株式会社〇〇」代表取締役〇〇さん、双方から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画（売買）を定めたい旨の申請がありました。</p> <p>これ以降、御手元の資料に基づいて説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画決定審議資料を御覧ください。</p> <p>はじめに、利用集積計画の内容ですが、設定時期は本委員会で決定後6月10日を予定し、対価300万円で売却について双方で確認されているところです。買手の法人代表の〇〇さん宅(〇〇市)から農地までは約45km離れておりますが、会社の本社は〇〇町でございます。今回の所有権移転になる対象地については、小樽市〇〇ほか8筆、計27,600㎡で取得後も畑として利用することです。</p> <p>売手は当該農地を今後使用する予定がないため、今回売却することになったものです。</p> <p>次に買手の農業経営の状況であります。買手は〇〇町に3.4haの土地を有しているほか、令和2年10月に同じく利用集積にて〇〇の農地を取得し、果樹栽培を行っております。</p> <p>今回の利用集積の内容につきましては、売主である〇〇さんが当該農地を今後利用することがないことから、〇〇町で積極的な</p>

	<p>農業を展開している同社に所有権を移転し、農地の有効利用を図りたいとの意向であります。</p> <p>経営意向にも記載しましたが、営農規模を拡大することにより安定かつ継続的な農業を展開したいとのことで、これについても問題がないものと判断したところです。</p> <p>なお、所有権の移転に関しましては、次の資料にお示したように農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p> <p>以上により、今回の農用地利用集積計画の内容につきましては、全て要件を満たしており、農業振興と遊休農地の発生防止に資するものと考えますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今説明がございましたけれども、この件につきまして御意見・御質問がございましたら、お受けいたします。</p>
委 員	<p>私もこの土地の現況は確認している。この会社は2年前にも近隣の土地を買っている。そこは継続して耕作されているのか。継続して耕作しているなら問題がないけれど、耕作していないのに土地を買われても困る。</p>
事務局長	<p>本人からはブルーベリーを耕作していると話を聞いています。</p>
事務局 (農地係員)	<p>地番で 17、18 番もありますが、現況では畑ということで利用集積に入れたという経緯があります。</p>
委 員	<p>前回買ったところが現在どうなっているか、もう少し調べてから話してほしい。</p>
議 長	<p>すぐに調べて確認してほしい。</p>
事務局長	<p>それでは、本件の審議を一度中断し、現況について確認し、必要な書類を整理してから御報告いたします。</p>
議 長	<p>審議を中断いたしますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>賛成</p> <p>《審議中断》</p>

	<p>《審議再開》</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農地利用集積計画（売買）について」の審議を再開したいと思います。</p>
<p>事務局 (振興係長)</p>	<p>議案第1号「農地利用集積計画（売買）」についての審議では、利用集積される農地についてご質問があり、あらためて買主となる株式会社〇〇の〇〇社長に確認しました。</p> <p>お手元の資料をご確認ください。</p> <p>農用地利用集積後、まずは今年秋にナッツを植える計画であり、そのほか、ブルーベリーなど果樹類の作付けを予定している。現在、木や笹などが生い茂っている農地についても、少しずつ開墾していき、農地の利用を図りたいと計画を持っているところであります。</p> <p>補足説明は以上となりますが、今回の農用地利用集積計画の内容につきましては、すべての要件を満たしており、農業振興と遊休農地の発生防止に資するものと考えます。</p> <p>なお、二年前の利用集積地についても現地確認をしたところ、開墾はされている状況と思われました。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今説明が終わりました。本件について質問があればお受けしたいと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>私もこの現場は確認している。あの状況を開墾しているといえるのか疑問に思う。ブルーベリーの作付面積がどの程度あるか分からないが、経営を安定させるということになると相当な面積が必要になる。現況は、草が伸び放題で全然手を掛けていない状態の中、そのような使い方をされていることに対し、疑問に思う。</p>
<p>事務局長</p>	<p>確かに開墾している面積は、まだ小規模なものと思います。</p> <p>御本人からは少しずつ開墾しながら経営の安定化に向けてやっていきたいとお話を伺っていて、それに対しては、疑義を挟む余地はないのではないかと思います。確かに農地利用としては小さな面積かもしれませんが、しかし、事務局から話したとおり、農業振興の基本線の遊休農地の発生防止の観点から、少しずつ買手の方が少しずつ開墾していくと聞いている以上、現時点で少ししか開墾されていない状況であっても、否定的な見解はいいづらいと思います。</p>

議 長	ほかに何か御質問ありますか？
事務局長	<p>委員が懸念されていることは理解できます。しかし、本人がこれから少しずつ開墾するというのに、われわれがそれを止めさせるのはどうなのかと思います。</p> <p>新規で農業を始めたいということであれば、ノウハウは分かっているのかという話になりますが、現在、〇〇町でも農業経営基盤強化促進法に基づいて農業に携わっているという方なので、ある程度設備への知識、ノウハウというものは備わっていると考えています。</p>
委 員	聞いた話ですけれど、この方は将来キャンプ場も経営したいと聞いたことがあります。
委 員	それは何年前の話ですか。
委 員	詳しいことは聞いていません。
議 長	ほかに御質問ある方はいませんか。いないようなので、反対の方、挙手を願います。
委 員	棄権ってあるの。
議 長	それは構いません。それでは、反対の方、挙手をお願いします。
委 員	私は棄権する。
議 長	<p>あとは承認でよろしいでしょうか。</p> <p>挙手多数。賛成</p>
委 員	ひとつ聞いていいですか。農地をキャンプ場として使用できるのですか。
事務局長	本人には、農地以外の利用は、今回の利用集積の計画の中で一切認められないと説明してあります。先ほどの話で一部農地ではないところがありますので、そちらの方は私たちの方で制限がかけられませんので、利用集積計画で出ているところは、それはできないと説明してあります。

議 長	<p>そういうことで決定いたしましたので、よろしく申し上げます。 次に報告第1号「令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度計画目標について」をお願いします。</p>
事 務 局 (振興係長)	<p>本件について御説明させていただきます。 前回の第4回農業委員会にて承認をいただきました「令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度計画目標について」は、その後、農業委員会のホームページに公表いたしました。特に御意見・御質問等はありませんでしたので報告いたします。 なお、6月中旬までに北海道を經由して、国（農水省）に提出することになっております。</p> <p>報告第1号につきましては、以上です。</p>
議 長	<p>ただ今報告第1号について説明がありましたが、御質問はありますか</p> <p>ないようでしたら次に移りたいと思います。</p> <p>次に報告第2号「現況証明交付の報告について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局 (振興係長)	<p>この件について報告させていただきます。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要領第4条、第8条の規定に基づき、担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付いたしました。市街化区域内の土地が7件9筆、市街化調整区域内の土地が2件7筆で合計9件16筆ございました。</p>
議 長	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>これで、本日の審議事項を終了いたしました。これまでの件につきまして、何か御意見、御質問があればお受けいたします。</p> <p>特にないようですので、これで終了させていただきます。</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。